# 1. 件名

令和7年度地球温暖化対策技術・エネルギー等分析・評価国際連携事業費(技術革新によるエネルギー需要変化に関するモデル比較国際連携事業)

#### 2. 目的

地球温暖化は、地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであるが、世界のあらゆる国、様々な部門に影響を与える一方で、与える影響は均一ではなく、影響先も多様である。また、各国において取り得る緩和策、緩和費用にも差異が大きい。こうした状況を踏まえ、2023年11月の第28回国連気候変動枠組条約締約国会議(COP28)で実施されたパリ協定の世界全体の実施状況を確認する「グローバルストックテイク(GST)」の決定では、ネットゼロという共通の目標に向けて、あらゆるエネルギーや脱炭素技術を活用することに言及しており、真に有効な対策を実現するためには、各国・各部門の様々な状況を考慮することが重要と考えられる。

140以上の国と地域が、21世紀中ごろまでのカーボンニュートラルを表明し、各国の 気候変動対策が急速に進む中で、各国・各地域・各産業の状況を総合的に考慮するととも に、気候変動政策の立案に貢献し得る様々な評価・分析を行う重要性は一層高まってきている。 特に、気候変動に関する政府間パネル (IPCC) の第6次評価報告書 (AR6) で初めて取り上げられたエネルギー需要サイドの評価は、定量的かつ包括的な分析は未だに十分にはなされていない状況であり、次の第7次評価報告書 (AR7) の執筆期間において、気候変動に関する最新の科学的知見の提供が求められている。

本事業では、最新の科学的知見や国際交渉の動向も踏まえながら、①エネルギー需要サイドの技術革新と、②それに基づき生じる社会変化、③さらにそのCO2排出削減への影響等について調査、分析、評価を行うとともに、④国際研究コミュニティの構築を通して、各国の主要研究機関と共に当該シナリオに対する比較研究を行う。

これらにより、気候政策分析に関する最先端の需要モデルを進展させ、国際的に展開し、IPCCのAR7〜インプットしていくことを目的とする。

### 3. 事業内容

本事業では、以下の項目を実施する。

(1)技術革新がもたらすCO2排出量削減やエネルギー需要の変化についてのコンピュータモデルを用いた総合的な分析・評価

国際応用システム分析研究所(IIASA)を中心に開発された、AI等の技術進展や社会変化を伴いながら、低エネルギー需要を実現するLED(Low Energy Demand)シナリオに基づき、技術革新がもたらすCO2排出量削減や各産業分野におけるエネルギー需要

の変化について、コンピュータモデルを活用し、定量的かつ包括的な調査、分析、評価を 行う。

- (2) 各国の主要研究機関との比較研究・LEDシナリオの国際研究コミュニティの構築 及び運営
- (1)で扱うLEDシナリオに基づき、欧州や米国、アジア(中国・韓国・インド等)、 中南米の主要国際機関、研究機関、大学等と共に需要サイドの変化に関連する複数の研究 を行い、エネルギー需要サイドの変化について、比較分析、評価を行う。

研究連携の強化のため、協力関係にある国際機関、研究機関、大学等を訪問し、研究内容の共有、比較分析、評価に関する進め方について議論する。具体的には、以下の要領での訪問を想定。

- ・国際応用システム分析研究所(IIASA)への訪問:7月頃(2泊3日)、オーストリア(ラクセンブルク)を想定。研究者1名程度の参加を想定。
- ・Asian Institute of Technology (AIT) への訪問:6月頃 (2泊3日)、タイ (バンコク) を想定。研究者1名程度の参加を想定。

加えて、協力関係にある国際機関、研究機関、大学等が参加するLEDシナリオの国際研究コミュニティの構築及び運営を行う。コミュニティに参加する機関について、①機関名・専門家名、②研究内容(どのような比較分析、評価を行うのか等)をエクセル等に整理した上で、経済産業省イノベーション環境局地球環境対策室と相談し、決定すること。

- (3) 比較研究の論文の執筆、情報発信による I P C C 報告書へのインプット I P C C 第七次評価サイクルにおいて報告書への掲載を目指すため、(2) で行った調査、分析、評価について、論文の執筆を行い、I P C C の執筆者を巻き込みながら L E D シナリオ等のインプット等必要な対応を実施していく。 また、国際会議、研究機関等が開催する学会にそれぞれ最低 1 回は参加し、比較研究の成果を発信、主要関係者からの情報収集を行う。外部専門家を招聘し、国際会議での発信を行う場合は、旅費・謝金を支払うこと。以下の要領で国際会議での発信を行うことを想定。
- ・COP30:開催期間(11月10日―11月21日)の内、4泊5日を想定、ブラジル連邦共和国 (ベレム)を想定。研究者3名(外部専門家1-2名含む)程度の派遣を想定。

#### (4) 国際ワークショップの開催

LEDシナリオの国際研究コミュニティに参加する欧州や米国、アジア(中国・韓国・インド等)、中南米の主要国際機関、研究機関、大学等による国際ワークショップを1回ハイブリッド形式で開催し、エネルギー需要部門の分析に関する情報交換、研究内容の共有行う。ワークショップへの参加者数は、計41名程度の招聘を想定しているが、最終的に

は経済産業省イノベーション環境局地球環境対策室と協議の上決定する。なお、37名については、米国より5名、アジアより11名、その他21名を想定している。開催場所は15名程度が登壇できるスペースがあり、90名程度の参加者が座れる座席のある欧州にある大規模な会場(IIASAの提携会議室を想定)を確保することを想定する。加えて、当該イベント開催にあたり参加者への開催の案内、当日の受付、照明、音響、スクリーン等の準備運営等を行う。最終的には、経済産業省イノベーション環境局地球環境対策室と相談の上、決定すること。

また、国際ワークショップに参加する専門家等と調整し、航空機、ホテルの予約、必要に応じてビザの取得等、参加にかかる所要の手続きを講じること。特に、参加する専門家等が外国から参加する場合や、時差が大きい国での会議が午前から開始される場合の到着日などについては、十分調整を行うこと。また、ディスカウントチケットやパッケージツアーを活用するなど、航空機、ホテルの予約は効率的・経済的に行う。なお、旅費・謝金を負担すること。また旅費の計算に当たっては、教授以上相当の専門家等(主席研究員・上席研究員・グループリーダー・部長以上相当の専門家についても、「教授以上相当の専門家」として扱うこと)の航空券はノーマルエコノミーを基本とし、その他の専門家については、ディスカウントエコノミーを想定する。

#### (5) その他

国内・海外を含む出張・会議等について、対面での開催が困難と考えられる事項については、経済産業省イノベーション環境局地球環境対策室と相談の上、電話でのヒアリングやオンライン会議を含む、その業務を全うする上で必要な措置を検討し、流動的に対応してよいものとする。

経済産業省イノベーション環境局地球環境対策室に、(1)~(4)への対応に関する相談を必要に応じて行う。最新の状況・検討結果の報告については、月1回の頻度にて行う。

### 4. 報告書作成

報告書を、電子媒体(透明テキストファイル付きPDFファイル(CD-ROM等の記録 媒体に保存))で2式作成し、経済産業省イノベーション環境局地球環境対策室まで提出 する。

# 5. 調查実施期間

委託契約締結日から令和8年3月31日まで

# 6. 成果物

- ・調査報告書電子媒体(CD-R) 1式
- ▶ 調査報告書、調査で得られた元データ、委託調査報告書公表用書誌情報(様式1)、

- 二次利用未承諾リスト(様式2)を納入すること。
- ➤ 調査報告書については、PDF形式に加え、機械判読可能な形式のファイルも納入する こと。
- ➤ 調査で得られた元データについては、機械判読可能な形式のファイルで納入する こととし、特に図表・グラフに係るデータ(以下「EXCEL等データ」という。)に ついては、EXCEL形式等により納入すること。
- なお、様式1及び様式2はEXCEL形式とする。
- ・調査報告書電子媒体(CD-R)2式(公表用)
- ➤ 調査報告書及び様式 2 (該当がある場合のみ)を一つのPDFファイル (透明テキスト付)に統合したもの、並びに公開可能かつ二次利用可能なEXCEL等データを納入すること。
- ▶ セキュリティ等の観点から、経済産業省と協議の上、非公開とするべき部分については、削除するなどの適切な処置を講ずること。
- ▶ 調査報告書は、オープンデータ(二次利用可能な状態)として公開されることを前提とし、経済産業省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を報告書に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②報告書内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、下記の様式2に当該箇所を記述し、提出すること。
- ➤ 公開可能かつ二次利用可能なEXCEL等データが複数ファイルにわたる場合、1つのフォルダに格納した上で納入すること。
- ◆各データのファイル名については、調査報告書の図表名と整合をとること。
- ◆ Excel等データは、オープンデータとして公開されることを前提とし、経済産業省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を含まないものとすること。
- ※調査報告書電子媒体の具体的な作成方法の確認及び様式1・様式2のダウンロードは、下記URLから行うこと。

http://www.meti.go.jp/topic/data/e90622aj.html

### 7. 納入場所

経済産業省イノベーション環境局地球環境対策室

## 8. 情報管理体制

①受注者は本事業で知り得た情報を適切に管理するため、次の履行体制を確保し、発注者

に対し「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面(情報管理体制図)」及び「情報取扱者名簿」(氏名、個人住所、生年月日、所属部署、役職等が記載されたもの)様式1を契約前に提出し、担当課室の同意を得ること(住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当課室から求められた場合は速やかに提出すること。)。なお、情報取扱者名簿は、委託業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を掲載すること。

### (確保すべき履行体制)

契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した一切の情報が、経済産業省が保護を要さないと確認するまでは、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

- ②本事業で知り得た一切の情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏えいしてはならないものとする。ただし、担当課室の承認を得た場合は、この限りではない。
- ③①の情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面又は情報取扱者名簿に変更がある場合は、予め担当課室へ届出を行い、同意を得なければならない。

#### 9. 業務従事者の経歴

業務従事者の経歴(氏名、所属、役職、学歴、職歴、業務経験、研修実績その他の経歴、専門的知識その他の知見、母語及び外国語能力、国籍等がわかる資料)を提出すること。 ※経歴提出のない業務従事者の人件費は計上不可。

## 10. 履行完了後の情報の取扱い

国から提供した資料又は国が指定した資料の取扱い(返却・削除等)については、担当職員の指示に従うこと。業務日誌を始めとする経理処理に関する資料については適切に保管すること。

# 11. 情報セキュリティに関する事項

業務情報を取り扱う場合又は業務情報を取り扱う情報システムやウェブサイトの構築・運用等を行う場合、別記「情報セキュリティに関する事項」を遵守し、情報セキュリティ対策を実施すること

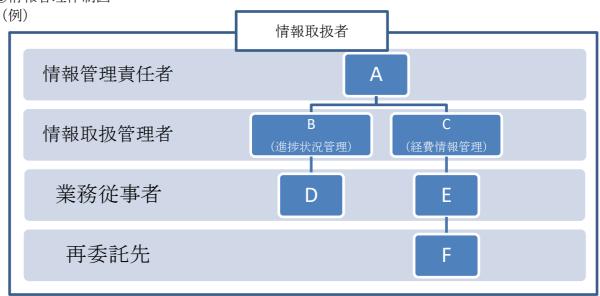
# 情報取扱者名簿及び情報管理体制図

# ①情報取扱者名簿

		氏名	個人住所	生年月日	所属部署	役職	パスポート 番号及び国 籍 (※4)
情報管理責	Α						
任者 (※1)							
情報取扱管	В						
理者 (※2)	С						
業務従事者	D						
(%3)	Е						
再委託先	F						

- (※1) 受託事業者としての情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。
- (※2) 本事業の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本事業の進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。
- (※3) 本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。
- (※4) 日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別永住者」を除く。)以外の者は、パスポート番号等及び国籍を記載。
- (※5) 住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当課室から求められた場合は速やかに提出すること。

### ②情報管理体制図



# 【情報管理体制図に記載すべき事項】

- ・本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う全ての者。(再委託先も含む。)
- ・本事業の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。

## 情報セキュリティに関する事項

以下の事項について遵守すること。

# 【情報セキュリティ関連事項の確保体制および遵守状況の報告】

1) 受注者(委託契約の場合には、受託者。以下同じ。)は、契約締結後速やかに、情報セキュリティを確保するための体制並びに以下2)~17)に記載する事項の遵守の方法及び提出を求める情報、書類等(以下「情報セキュリティを確保するための体制等」という。)について、経済産業省(以下「当省」という。)の担当職員(以下「担当職員」という。)に提示し了承を得た上で確認書類として提出すること。ただし、別途契約締結前に、情報セキュリティを確保するための体制等について担当職員に提示し了承を得た上で提出したときは、この限りでない。また、定期的に、情報セキュリティを確保するための体制等及び対策に係る実施状況(「情報セキュリティに関する事項の遵守の方法の実施状況報告書」(別紙))を紙媒体又は電子媒体により報告すること。加えて、これらに変更が生じる場合は、事前に担当職員へ案を提出し、同意を得ること。

なお、報告の内容について、担当職員と受注者が協議し不十分であると認めた場合、受注者は、速やかに担当職員と協議し対策を講ずること。

## 【情報セキュリティ関連規程等の遵守】

- 2) 受注者は、「経済産業省情報セキュリティ管理規程(平成18·03·22シ第1号)」、「経済産業省情報セキュリティ対策基準(平成18·03·24シ第1号)」及び「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群(令和5年度版)」(以下「規程等」と総称する。)を遵守すること。また、契約締結時に規程等が改正されている場合は、改正後の規程等を遵守すること。
- 3) 受注者は、当省又は内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターが必要に応じて実施する情報セキュリティ監査、マネジメント監査又はペネトレーションテストを受け入れるとともに、指摘事項への対応を行うこと。

## 【情報セキュリティを確保するための体制】

- 4) 受注者は、本業務に従事する者を限定すること。また、受注者の資本関係・役員の情報、本業務の実施場所、本業務の全ての従事者の所属、専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)、実績及び国籍に関する情報を担当職員に提示すること。なお、本業務の実施期間中に従事者を変更等する場合には、事前にこれらの情報を担当職員に再提示すること。
- 5) 受注者は、本業務を再委託(業務の一部を第三者に委託することをいい、外注及び請負を含む。以下同じ。) する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるよう、1)から17)までの措置の実施を契約等により再委託先に担保させること。また、1)の確認書類には再委託先に係るものも含むこと。

#### 【情報の取扱い】

- 6) 受注者は、本業務遂行中に得た本業務に関する情報(紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。)の取扱いには十分注意を払い、当省内に複製が可能な電子計算機等の機器を持ち込んで作業を行う必要がある場合には、事前に担当職員の許可を得ること。なお、この場合であっても、担当職員の許可なく複製してはならない。また、作業終了後には、持ち込んだ機器から情報が消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。
- 7) 受注者は、本業務遂行中に得た本業務に関する情報(紙媒体及び電子媒体)について、担当職員の許可な く当省外で複製してはならない。また、作業終了後には、複製した情報が電子計算機等から消去されている ことを担当職員が確認できる方法で証明すること。

- 8) 受注者は、本業務を終了又は契約解除する場合には、受注者において本業務遂行中に得た本業務に関する情報 (紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。) を速やかに担当職員に返却し、又は廃棄し、若しくは消去すること。その際、担当職員の確認を必ず受けること。
- 9) 受注者は、契約期間中及び契約終了後においても、本業務に関して知り得た当省の業務上の内容について、他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

なお、当省の業務上の内容を外部に提供する必要が生じた場合は、提供先で当該情報が適切に取り扱われないおそれがあることに留意し、提供の可否を十分に検討した上で、担当職員の承認を得るとともに、取扱上の注意点を示して提供すること。

# 【情報セキュリティに係る対策、教育、侵害時の対処】

- 10) 受注者は、本業務に使用するソフトウェア、電子計算機等に係る脆弱性対策、不正プログラム対策、サービス不能攻撃対策、標的型攻撃対策、アクセス制御対策、情報漏えい対策を講じるとともに、契約期間中にこれらの対策に関する情報セキュリティ教育を本業務にかかわる従事者に対し実施すること。
- 11) 受注者は、本業務の遂行において、情報セキュリティが侵害され、又はそのおそれがある場合の対処方法について担当職員に提示すること。また、情報セキュリティが侵害され、又はそのおそれがあることを認知した場合には、速やかに担当職員に報告を行い、原因究明及びその対処等について担当職員と協議の上、その指示に従うこと。

# 【クラウドサービス】

- 12) 受注者は、本業務を実施するに当たり、民間事業者等が不特定多数の利用者に対して提供する、定型約款や利用規約等への同意のみで利用可能となるクラウドサービスを利用する場合には、これらのサービスで要機密情報を取り扱ってはならず、2)に掲げる規程等で定める不正アクセス対策を実施するなど規程等を遵守すること。
- 13) 受注者は、本業務を実施するに当たり、利用において要機密情報を取り扱うものとしてクラウドサービス を調達する際は、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) 」のISMAPクラウドサービス リスト又はISMAP-LIUクラウドサービスリストから調達することを原則とすること。
- 14) 受注者は、前2項におけるクラウドサービスの利用の際は、提供条件等から、利用に当たってのリスクの 評価を行い、リスクが許容できることを確認して担当職員の利用承認を得るとともに、取扱上の注意点を示 して提供し、その利用状況を管理すること。

# 【セキュアな情報システム(外部公開ウェブサイトを含む)の構築・運用】

- 15) 受注者は、情報システム(ウェブサイトを含む。以下同じ。)の設計、構築、運用、保守、廃棄等(電子計算機、電子計算機が組み込まれた機器、通信回線装置、電磁的記録媒体等のハードウェア又はソフトウェア(以下「機器等」という。)の調達を含む場合には、その製造工程を含む。)を行う場合には、以下を実施すること。
- ①各工程において、当省の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した 品質保証体制の下でなされていること。また、具体的な管理手順や品質保証体制を証明する書類等を提出す ること。
- ②情報システムや機器等に意図しない変更が行われる等の不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、 当省と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制を整備していること。これらが妥当であること を証明するため書類を提出すること。
- ③不正プログラム対策ソフトウェア等の導入に当たり、既知及び未知の不正プログラムの検知及びその実行の 防止の機能を有するソフトウェアを導入すること。 また、以下を含む対策を行うこと。
- (a) 不正プログラム対策ソフトウェア等が常に最新の状態となるように構成すること。

- (b) 不正プログラム対策ソフトウェア等に定義ファイルを用いる場合、その定義ファイルが常に最新の状態となるように構成すること。
- (c) 不正プログラム対策ソフトウェア等の設定変更権限については、システム管理者が一括管理し、システム 利用者に当該権限を付与しないこと。
- (d) 不正プログラム対策ソフトウェア等を定期的に全てのファイルを対象としたスキャンを実施するように構成すること。
- (e) EDRソフトウェア等を利用し、端末やサーバ装置(エンドポイント)の活動を監視し、感染したおそれのある装置を早期にネットワークから切り離す機能の導入を検討すること。
- ④情報セキュリティ対策による情報システムの変更内容について、担当職員に速やかに報告すること。また、 情報システムが構築段階から運用保守段階へ移行する際等、他の事業者へ引き継がれる項目に、情報セキュ リティ対策に必要な内容を含めること。
- ⑤サポート期限が切れた、又は本業務の期間中にサポート期限が切れる予定がある等、サポートが受けられないソフトウェアの利用を行わないこと、及びその利用を前提としないこと。また、ソフトウェアの名称・バージョン・導入箇所等を管理台帳で管理することに加え、サポート期限に関するものを含むソフトウェアの脆弱性情報を収集し、担当職員に情報提供するとともに、情報を入手した場合には脆弱性対策計画を作成し、担当職員の確認を得た上で対策を講ずること。
- ⑥受注者自身(再委託先を含む。)が管理責任を有するサーバ等を利用する場合には、OS、ミドルウェア等のソフトウェアの脆弱性情報を収集し、セキュリティ修正プログラムが提供されている場合には業務影響に配慮しつつ、速やかに適用を実施すること。
- ⑦ウェブサイト又は電子メール送受信機能を含むシステム等の当省外向けシステムを構築又は運用する場合には、政府機関のドメインであることが保証されるドメイン名「.go. jp」を使用すること。
- ⑧外部に公開するウェブサイトを構築又は運用する場合には、以下の対策を実施すること。
  - ・サービス開始前および、運用中においては年1回以上、ポートスキャン、脆弱性検査を含むプラットフォーム診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。
  - ・インターネットを介して通信する情報の盗聴及び改ざんの防止並びに正当なウェブサーバであることを利用者が確認できるようにするため、TLS(SSL)暗号化の実施等によりウェブサイトの暗号化の対策等を講じること。

なお、必要となるサーバ証明書には、利用者が事前のルート証明書のインストールを必要とすることなく、 その正当性を検証できる認証局(証明書発行機関)により発行された電子証明書を用いること。

⑨電子メール送受信機能を含む場合には、SPF (Sender Policy Framework) 等のなりすましの防止策を講ずるとともにSMTPによるサーバ間通信のTLS (SSL) 化やS/MIME等の電子メールにおける暗号化及び電子署名等により保護すること。

# 【アプリケーション・コンテンツの情報セキュリティ対策】

- 16) 受注者は、アプリケーション・コンテンツ(アプリケーションプログラム、ウェブコンテンツ等の総称をいう。以下同じ。)の開発・作成を行う場合には、利用者の情報セキュリティ水準の低下を招かぬよう、以下の内容も含めて行うこと。
- ①提供するアプリケーション・コンテンツが不正プログラムを含まないこと。また、そのために以下を含む対策を行うこと。
- (a) アプリケーション・コンテンツを提供する前に、不正プログラム対策ソフトウェアを用いてスキャンを行い、不正プログラムが含まれていないことを確認すること。
- (b) アプリケーションプログラムを提供する場合には、当該アプリケーションの仕様に反するプログラムコードが含まれていないことを確認すること。

- (c) 提供するアプリケーション・コンテンツにおいて、当省外のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生する機能が仕様に反して組み込まれていないことを、HTMLソースを表示させるなどして確認すること。
- ②提供するアプリケーション・コンテンツが脆弱性を含まないこと。
- ③実行プログラムの形式以外にコンテンツを提供する手段がない場合を除き、実行プログラム形式でコンテンツを提供しないこと。
- ④電子証明書を用いた署名等、提供するアプリケーション・コンテンツの改ざん等がなく真正なものであることを確認できる手段がある場合には、それをアプリケーション・コンテンツの提供先に与えること。なお、電子証明書を用いた署名を用いるときに、政府認証基盤(GPKI)の利用が可能である場合は、政府認証基盤により発行された電子証明書を用いて署名を施すこと。
- ⑤提供するアプリケーション・コンテンツの利用時に、脆弱性が存在するバージョンのOS、ソフトウェア等の利用を強制するなどの情報セキュリティ水準を低下させる設定変更をOS、ソフトウェア等の利用者に要求することがないよう、アプリケーション・コンテンツの提供方式を定めて開発すること。
- ⑥当省外へのアクセスを自動的に発生させる機能やサービス利用者その他の者に関する情報が本人の意思に反して第三者に提供されるなどの機能がアプリケーション・コンテンツに組み込まれることがないよう開発すること。ただし、必要があって当該機能をアプリケーション・コンテンツに組み込む場合は、当省外へのアクセスが情報セキュリティ上安全なものであることを確認した上で、他のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生すること、サービス利用者その他の者に関する情報が第三者に提供されること及びこれらを無効にする方法等が、サービス利用者において容易に確認ができるよう、担当職員が示すプライバシーポリシー等を当該アプリケーション・コンテンツに掲載すること。
- 17) 受注者は、外部に公開するウェブサイト上のウェブアプリケーションの構築又は改修を行う場合には、独立行政法人情報処理推進機構が公開する最新の「安全なウェブサイトの作り方」(以下「作り方」という。)に基づくこと。また、ウェブアプリケーションの構築又は更改時においてはサービス開始前に、運用中においてはウェブアプリケーションへ修正を加えた場合や新たな脅威が確認された場合に、「作り方」に記載されている脆弱性の検査等(ウェブアプリケーション診断)を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。併せて、「作り方」のチェックリストに従い対応状況を確認し、その結果を記入したチェックリストを担当職員に提出すること。なお、チェックリストの結果に基づき、担当職員から指示があった場合は、それに従うこと。

経済産業省〇〇〇課長 殿

 住
 所

 名
 称

 代表者氏名

情報セキュリティに関する事項の遵守の方法の実施状況報告書

情報セキュリティに関する事項1)の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

# 1. 契約件名等

契約締結日	
契約件名	

#### 2 報告事項

2. 報告事項		
項目	確認事項	実施状況
情報セキュリティ	本業務全体における情報セキュリティの確保のため、「政府機関等のサイバーセキュ	
に関する事項	リティ対策のための統一基準」(令和5年度版)、「経済産業省情報セキュリティ管	
2)	理規程」(平成18・03・22シ第1号)及び「経済産業省情報セキュリティ対策	
	基準」(平成18・03・24シ第1号)(以下「規程等」と総称する。)に基づく、	
	情報セキュリティ対策を講じる。	
情報セキュリティ	経済産業省又は内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターが必要に応じて実施する	
に関する事項	情報セキュリティ監査、マネジメント監査又はペネトレーションテストを受け入れる	
3)	とともに、指摘事項への対応を行う。	
情報セキュリティ	本業務に従事する者を限定する。また、受注者の資本関係・役員の情報、本業務の実	
に関する事項	施場所、本業務の全ての従事者の所属、専門性(情報セキュリティに係る資格・研修	
4)	実績等)、実績及び国籍に関する情報を担当職員に提示する。なお、本業務の実施期	
	間中に従事者を変更等する場合には、事前にこれらの情報を担当職員に再提示する。	
情報セキュリティ	本業務の一部を再委託する場合には、再委託することにより生ずる脅威に対して情報	
に関する事項	セキュリティに関する事項1)から17)までの規定に基づく情報セキュリティ対策	
5)	が十分に確保される措置を講じる。	
情報セキュリティ	本業務遂行中に得た本業務に関する情報(紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製	
に関する事項	を含む。)の取扱いには十分注意を払い、経済産業省内に複製が可能な電子計算機等	
6)	の機器を持ち込んで作業を行う必要がある場合には、事前に経済産業省の担当職員	
	(以下「担当職員」という。)の許可を得る。	
	なお、この場合であっても、担当職員の許可なく複製しない。また、作業終了後に	
	は、持ち込んだ機器から情報が消去されていることを担当職員が確認できる方法で証	
	明する。	
情報セキュリティ	本業務遂行中に得た本業務に関する情報(紙媒体及び電子媒体)について、担当職員	
に関する事項	の許可なく経済産業省外で複製しない。また、作業終了後には、複製した情報が電子	
7)	計算機等から消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明する。	
情報セキュリティ	本業務を終了又は契約解除する場合には、受注者において本業務遂行中に得た本業務	
に関する事項	に関する情報(紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。)を速やかに担当	
8)	職員に返却し、又は廃棄し、若しくは消去する。その際、担当職員の確認を必ず受け	
	る。	
	契約期間中及び契約終了後においても、本業務に関して知り得た経済産業省の業務上	
に関する事項	の内容について、他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。	
9)	なお、経済産業省の業務上の内容を外部に提供する必要が生じた場合は、提供先で当	
	該情報が適切に取り扱われないおそれがあることに留意し、提供の可否を十分に検討	
	した上で、担当職員の承認を得るとともに、取扱上の注意点を示して提供する。	
	本業務に使用するソフトウェア、電子計算機等に係る脆弱性対策、不正プログラム対	
に関する事項	策、サービス不能攻撃対策、標的型攻撃対策、アクセス制御対策、情報漏えい対策を	
10)	講じるとともに、契約期間中にこれらの対策に関する情報セキュリティ教育を本業務	
	にかかわる従事者に対し実施する。	

情報セキュリティ	本業務の遂行において、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合の対
に関する事項	処方法について担当職員に提示する。また、情報セキュリティが侵害され又はそのお
1 1)	それがあることを認知した場合には、速やかに担当職員に報告を行い、原因究明及び
	その対処等について担当職員と協議の上、その指示に従う。
信報セキュリティ	本業務を実施するに当たり、民間事業者等が不特定多数の利用者に対して提供する、
に関する事項	定型約款や利用規約等への同意のみで利用可能となるクラウドサービスを利用する場
12)	
1 2)	合には、これらのサービスで要機密情報を取り扱ってはならず、「情報セキュリティー
11.15	に関する事項2)」に定める不正アクセス対策を実施するなど規程等を遵守する。
情報セキュリティ	本業務を実施するに当たり、利用において要機密情報を取り扱うものとしてクラウド
に関する事項	サービスを調達する際は、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度
13)	(ISMAP)」のISMAPクラウドサービスリスト又はISMAP-LIUクラウドサービスリストか
	ら調達することを原則とすること。
情報セキュリティ	情報セキュリティに関する事項12)及び13)におけるクラウドサービスの利用の
に関する事項	際は、提供条件等から、利用に当たってのリスクの評価を行い、リスクが許容できる
1 4)	ことを確認して担当職員の利用承認を得るとともに、取扱上の注意点を示して提供
/	し、その利用状況を管理すること。
情報セキュリティ	情報システム(ウェブサイトを含む。以下同じ。)の設計、構築、運用、保守、廃棄
に関する事項	等(電子計算機、電子計算機が組み込まれた機器、通信回線装置、電磁的記録媒体等
15)	のハードウェア又はソフトウェア(以下「機器等」という。)の調達を含む場合に
	は、その製造工程を含む。)を行う場合には、以下を実施する。
	(1)各工程において、当省の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを
	保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。また、具体
	的な管理手順や品質保証体制を証明する書類等を提出すること。
	(2)情報システムや機器等に意図しない変更が行われる等の不正が見つかったとき
	に、追跡調査や立入検査等、当省と連携して原因を調査し、排除するための手
	順及び体制を整備していること。これらが妥当であることを証明するため書類
	を提出すること。
	(3) 不正プログラム対策ソフトウェア等の導入に当たり、既知及び未知の不正プログ
	ラムの検知及びその実行の防止の機能を有するソフトウェアを導入すること。
	また、以下を含む対策を行うこと。
	①不正プログラム対策ソフトウェア等が常に最新の状態となるように構成するこ
	٤.
	②不正プログラム対策ソフトウェア等に定義ファイルを用いる場合、その定義フ
	ァイルが常に最新の状態となるように構成すること。
	③不正プログラム対策ソフトウェア等の設定変更権限については、システム管理
	者が一括管理し、システム利用者に当該権限を付与しないこと。
	④不正プログラム対策ソフトウェア等を定期的に全てのファイルを対象としたス
	キャンを実施するように構成すること。
	⑤EDRソフトウェア等を利用し、端末やサーバ装置(エンドポイント)の活動を
	監視し、感染したおそれのある装置を早期にネットワークから切り離す機能の
	導入を検討すること。
	(4) 情報セキュリティ対策による情報システムの変更内容について、担当職員に速や
	かに報告すること。また、情報システムが構築段階から運用保守段階へ移行す
	る際等、他の事業者へ引き継がれる項目に、情報セキュリティ対策に必要な内
	容を含めること。
	(5) サポート期限が切れた又は本業務の期間中にサポート期限が切れる予定がある
	等、サポートが受けられないソフトウェアの利用を行わないこと、及びその利
	用を前提としないこと。また、ソフトウェアの名称・バージョン・導入箇所等
	を管理台帳で管理することに加え、サポート期限に関するものを含むソフトウ
	ェアの脆弱性情報を収集し、担当職員に情報提供するとともに、情報を入手し
	た場合には脆弱性対策計画を作成し、担当職員の確認を得た上で対策を講ずる
	こと。
	(6)受注者自身(再委託先を含む。)が管理責任を有するサーバ等を利用する場合に
	は、OS、ミドルウェア等のソフトウェアの脆弱性情報を収集し、セキュリテ
	イ修正プログラムが提供されている場合には業務影響に配慮しつつ、速やかに
	12/11/27 11/27 2
	(7) ウェブサイト又は電子メール送受信機能を含むシステム等の当省外向けシステム
	を構築又は運用する場合には、政府機関のドメインであることが保証されるド
	メイン名「.go.jp」を使用すること。
	(8) 外部に公開するウェブサイトを構築又は運用する場合には、以下の対策を実施す
	ること。

- ・サービス開始前および、運用中においては年1回以上、ポートスキャン、脆弱性 検査を含むプラットフォーム診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対 策を実施すること。
- ・インターネットを介して通信する情報の盗聴及び改ざんの防止並びに正当なウェブサーバであることを利用者が確認できるようにするため、TLS(SSL)暗号化の実施等によりウェブサイトの暗号化の対策等を講じること。
- ・必要となるサーバ証明書には、利用者が事前のルート証明書のインストールを必要とすることなく、その正当性を検証できる認証局(証明書発行機関)により発行された電子証明書を用いること。
- 9) 電子メール送受信機能を含む場合には、SPF (Sender Policy Framework) 等のなりすましの防止策を講ずるとともにSMTPによるサーバ間通信のTLS (SSL) 化やS/MIME等の電子メールにおける暗号化及び電子署名等により保護すること。

### 情報セキュリティ に関する事項 16)

アプリケーション・コンテンツ (アプリケーションプログラム、ウェブコンテンツ等 の総称をいう。以下同じ。) の開発・作成を行う場合には、利用者の情報セキュリティ水準の低下を招かぬよう、以下の内容も含めて行う。

- 1)提供するアプリケーション・コンテンツが不正プログラムを含まないこと。また、そのために以下を含む対策を行うこと。
  - ①アプリケーション・コンテンツを提供する前に、不正プログラム対策ソフトウェアを用いてスキャンを行い、不正プログラムが含まれていないことを確認すること。
  - ②アプリケーションプログラムを提供する場合には、当該アプリケーションの仕様に反するプログラムコードが含まれていないことを確認すること。
  - ③提供するアプリケーション・コンテンツにおいて、当省外のウェブサイト等の サーバへ自動的にアクセスが発生する機能が仕様に反して組み込まれていない ことを、HTMLソースを表示させるなどして確認すること。
- (2) 提供するアプリケーション・コンテンツが脆弱性を含まないこと。
- 3) 実行プログラムの形式以外にコンテンツを提供する手段がない場合を除き、実行 プログラム形式でコンテンツを提供しないこと。
- (4) 電子証明書を用いた署名等、提供するアプリケーション・コンテンツの改ざん等がなく真正なものであることを確認できる手段がある場合には、それをアプリケーション・コンテンツの提供先に与えること。なお、電子証明書を用いた署名を用いるときに、政府認証基盤(GPKI)の利用が可能である場合は、政府認証基盤により発行された電子証明書を用いて署名を施すこと。
- 5) 提供するアプリケーション・コンテンツの利用時に、脆弱性が存在するバージョンのOS、ソフトウェア等の利用を強制するなどの情報セキュリティ水準を低下させる設定変更をOS、ソフトウェア等の利用者に要求することがないよう、アプリケーション・コンテンツの提供方式を定めて開発すること。
- 6) 当省外へのアクセスを自動的に発生させる機能やサービス利用者その他の者に関する情報が本人の意思に反して第三者に提供されるなどの機能がアプリケーション・コンテンツに組み込まれることがないよう開発すること。ただし、必要があって当該機能をアプリケーション・コンテンツに組み込む場合は、当省外へのアクセスが情報セキュリティ上安全なものであることを確認した上で、他のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生すること、サービス利用者その他の者に関する情報が第三者に提供されること及びこれらを無効にする方法等が、サービス利用者において容易に確認ができるよう、担当職員が示すプライバシーポリシー等を当該アプリケーション・コンテンツに掲載すること

# 情報セキュリティ に関する事項 17)

外部公開ウェブサイト上のウェブアプリケーションの構築又は改修を行う場合には、独立行政法人情報処理推進機構が公開する最新の「安全なウェブサイトの作り方」 (以下「作り方」という。)に従う。また、ウェブアプリケーションの構築又は改修時においてはサービス開始前に、運用中においてはウェブアプリケーションへ修正を加えた場合や新たな脅威が確認された場合に、「作り方」に記載されている脆弱性の検査等(ウェブアプリケーション診断)を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施する。併せて、「作り方」のチェックリストに従い対応状況を確認し、その結果を記入したチェックリストを担当職員に提出する。なお、チェックリストの結果に基づき、担当職員から指示があった場合には、その指

なお、チェックリストの結果に基づき、担当職員から指示があった場合には、その指示に従う。

#### 記載要領

- 1. 「実施状況」は、情報セキュリティに関する事項2)から17)までに規定した事項について、情報セキュリティに関する事項1)に基づき提出した確認書類で示された遵守の方法の実施状況をチェックするものであり、「実施」、「未実施」又は「該当なし」のいずれか一つを記載すること。「未実施」又は「該当なし」と記載した項目については、別葉にて理由も報告すること。
- 2. 上記に記載のない項目を追加することは妨げないが、事前に経済産業省と相談すること。

(この報告書の提出時期:定期的(契約期間における半期を目処(複数年の契約においては年1回以上))。)